

農業・農村を守る 政策実現に新たな展望 ～超党派の国民運動が収斂するか～



鈴木宣弘

東京大学大学院 特任教授

すずき・のぶひろ／1958年三重県生まれ。東京大学農学部卒業後、農林水産省入省。農業総合研究所研究交流科長、九州大学教授などを経て、2006年から東京大学大学院教授。2024年4月から現職。食料安全保障推進財団理事。専門は農業経済学、国際貿易論。『農業消滅 農政の失敗がまねく国家存亡の危機』（平凡社新書）、『協同組合と農業経済 共生システムの経済理論』（東京大学出版会）ほか著書多数。

農業・農村を守る政策の方向性は与野党を問わず収斂してきている。前々回（159回）も言及した通り、2009年に石破農水大臣が発表した農政プラン、戸別所得補償制度、食料安保確立基礎支払いの基本概念には共通項がある。与野党が拮抗する政治情勢下で、こうした政策を超党派の国民運動で実現できる機運が高まっていると思われる。

■ 2009年石破プランと戸別所得補償制度

前々回の本連載で紹介したとおり、2009年、当時の石破農水大臣が、2008年に筆者が刊行した『現代の食料・農業問題—誤解から打開へ』（創森社）を三度熟読され、この本を論拠にして農政改革を実行したいと表明された。

拙著での提案、及び、2009年9月15日に石破大臣が発表した「米政策の第2次シミュレーション結果と米政策改革の方向」の政策案の骨子は、

「生産調整を廃止に向けて緩和していき、農家に必要な生産費をカバーできる米価（努力目標）水準と市場米価の差額を全額補てんする。それに必要な費用は3,500～4,000億円で、生産者と消費者の双方を助けて、食料安全保障に資する政策は可能である」

というものだった。これは、その直後に起こった政権交代で、民主党政権が提

案していた「戸別所得補償制度」に引き継がれることになった。



■ 食料安保確立基礎支払いと食料安全保障推進法（仮称）

そして、筆者は、スイスの農業政策体系に着目した。食料安全保障のための土台部分になる「供給補償支払い」の充実（農家への直接支払いの1/3を基礎支払いに集約）と、それを補完する直接支払い（景観、環境、生物多様性への配慮などのレベルに応じた加算）の組み合わせだ。

それを基にして、「食料安全保障確立基礎支払い」として、普段から、耕種作物には、農地10a当たり、畜産には、家畜単位当たりの基礎支払いを行うことを提案した。その上に多面的機能支払いなどを加算するとともに、生産費上昇や価格低下による赤字幅に応じた加算メカニズムを組み込む。

かつ、食料需給調整の最終調整弁は政府の役割とし、下限価格を下回った場合には、穀物や乳製品の政府買入れを発動し、備蓄積み増しや国内外の人道支援物資として活用する仕組みを整備することも加えて、これらをまとめた超党派の議員立法「食料安全保障推進法」（仮称）の可能性を提起した。

農家だけを助ける直接支払いではなく、消費者も助け、国民全体の食料安全保障のための支払いであることを理解しやすくする意味で「食料安全保障確立基礎支払い」というネーミングも重要と考えた。そして、筆者が理事長を務める食料安全保障推進財団も活用し、各方面に働きかけることとした。

■ 超党派での農業政策実現の機運

月20回前後の全国各地での講演に加え、ほぼ全ての政党から勉強会の要請があったので、各党で話をさせていただいた。国民民主党の勉強会では、この考え方を取り入れて政策を組み立てたいとの賛同をいただいた。自民党（責任ある積極財政を推進する議員連盟）、立憲民主党、共産党、れいわ新選組、日本維新の会、

社民党、参政党など、ほぼすべての政党から基本的な方向性に強い賛同をいただいたと理解している。

そして、超党派の協同組合振興研究議員連盟がこれに着目してくれて、事務局長の立憲民主党の小山展弘議員を中心に内閣法制局とも打ち合わせを重ね、自民党の「責任ある積極財政を推進する議員連盟」の支柱である城内実議員（現・経済安全保障担当大臣）も賛同してくれ、協同組合振興研究議員連盟会長の森山裕議員（現・自民党幹事長）にも話をさせていただいた。

3本柱となる施策のイメージは、まず、①食料安全保障のベースになる農地10aあたりの基礎支払いを行い、それを、②コスト上昇や価格下落による経営の悪化を是正する支払いで補完し、さらに、③増産したコメや乳製品の政府買い上げを行い、備蓄積み増しや国内外の援助などに回す、というものである。

以上からわかるように、今、議論されている農政改革への想いはみなほぼ同じであり、この流れの根っこはつながっているということである。それを超党派、かつ、国民運動として実現する絶好の機会が来ているのではないかと期待したい。